

# 三股町家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(平成 23 年 4 月 1 日告示 13 号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、年々増加するごみに対応するため、町民の意識の高揚を図り、資源の有効利用及び町の廃棄物処理に要する費用を抑制し、さらにごみ焼却施設の延命化を図るため、生ごみの堆肥化を奨励し、家庭用電動生ごみ処理機（以下「生ごみ処理機」という。）を購入する個人に対して、補助金を交付するものとする。交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和 44 年三股町規則第 6 号）に定めるもののほか、三股町が交付する家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金に関し必要な事項を定める。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 生ごみ処理機を一般家庭で使用するため都城市内および三股町内の販売店から購入した個人
- (3) 本人又は同一世帯に属する他の者が、家庭用電動生ごみ処理機の購入費補助を過去に一度も受けたことがない者
- (4) 本人に町税等の滞納がないこと
- (5) 生ごみ処理機の使用状況などに関する調査に協力できる者

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、1 世帯につき、処理機の購入金額（工事費、配達料その他処理機本体以外のものに係る金額を除く。）の 2 分の 1 以内（100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、3 万円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、本人が町長に申請しなければならない。

- (1) 滞納のない証明書
- (2) 購入先の見積書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第 5 条 町長は前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定したときは補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付をしないことを決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、それぞれ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 6 条 補助対象者は、補助金の決定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第 4 号）により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の確定)

第 7 条 町長は、前条による請求が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第 5 号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 町長は、前条の規定により、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

る。

(調査・指導)

第9条 町長は補助金の交付を受けて購入した当該生ごみ処理機の設置又は管理の状況について、調査又は指導を行なうことができる。また、補助金の交付を受けた者は、調査又は指導があったときは、これに応じなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の虚偽記載、その他の不正な行為があったとき
- (2) 不正手段により補助金を受けようとしたとき
- (3) この要綱に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。